

鹿児島市修学旅行誘致補助金

鹿児島市では、修学旅行のさらなる誘致を目的として、鹿児島市への新規の修学旅行を誘致した旅行会社に対し、補助金を交付します。令和5年度から上限額を20万円に引き上げます。

※補助を受けるには事前に申請が必要です（手続きの流れは裏面をご覧ください）。

※予算額に達し次第、終了となります。

※申請前に下記問合せ先までご相談ください。

1 補助対象者（旅行会社）

旅行業法第3条の規定により登録を受けた**旅行者**及び**旅行者代理業者**

※納期の到来している鹿児島市税を完納している者

2 補助金額（宿泊数や観光施設等の利用数により、要件1か要件2のいずれかが適用。混在のケースあり）

区分	児童・生徒及び教員が鹿児島市内の宿泊施設に宿泊した泊数	児童・生徒及び教員が鹿児島市内の観光施設等（施設、体験、食事、土産店等）を利用した箇所数	補助金額	補助上限額
要件1	<u>1泊以上</u>	<u>1箇所以上</u>	児童・生徒及び教員の 実人数×500円	<u>10万円</u>
要件2	<u>2泊以上</u>	<u>3箇所以上</u>	児童・生徒及び教員の 実人数×1,000円	<u>20万円</u>

※児童・生徒及び教員が対象（カメラマンや添乗員は対象外）

※1つの申請につき、要件1と要件2の児童・生徒及び教員が混在する場合、対象人数は200人まで

3 補助対象となる修学旅行

- (1) 当該年度を含まない過去3年度の間、鹿児島県内への宿泊を伴う修学旅行を実施していないこと
 - (2) 鹿児島市内の宿泊施設（研修施設は除く）に宿泊し、鹿児島市内の観光施設等（施設、体験、食事、土産店等）が行程に組み込まれていること
 - (3) 4月1日から翌年の3月30日の間に出発し同月31日までに修学旅行が終了すること
 - (4) 複数の学校が合同で修学旅行を行う場合は、全ての学校が（1）～（3）の条件を満たすこと
- ※ 同年度内に、同一の学校が複数回に分けて修学旅行を実施する場合は、1回にまとめて申請してください。

4 中止や日程変更の場合など

修学旅行の中止や日程に変更があった場合、人数が増えた場合などは、書類の提出が必要となりますので、まずお電話にてご連絡ください。

5 提出・問合せ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11-1（みなと大通り別館3階）

鹿児島市 観光プロモーション課 推進係

☎099-216-1344（平日 8時30分～17時15分）

※申請書は鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

ホーム > メニュー > 文化・スポーツ > 観光 > 観光事業 > 鹿児島市修学旅行誘致補助金



鹿児島市
ホームページ



鹿児島市修学旅行誘致補助金の手続きの流れ

申請者

- 【交付申請手続き】以下の申請書類を修学旅行出発日20日前までに持参・郵送
- ①補助金等交付申請書
 - ②修学旅行計画書兼鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第1）
 - ③暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第2）
 - ④修学旅行行程表
 - ⑤委任状兼口座振込依頼書（必要に応じ）
- ※例：支店長名で申請の場合など

修学旅行出発日の20日前までに申請してください。

鹿児島市

審査後、交付決定通知書を郵送

申請者

修学旅行の実施

申請者

- 【実績報告手続き】以下の報告書類を修学旅行終了後速やかに持参・郵送
- ①補助事業等実績報告書
 - ②宿泊実績報告書（様式第4）
 - ③宿泊証明書（宿泊施設に発行を依頼してください）
 - ④鹿児島市内での修学旅行中の写真または修学旅行実績の確認できるもの

修学旅行実施後速やかに提出をお願いします。

鹿児島市

審査後、補助金確定通知書を郵送

申請者

①請求書及び②振込先口座通帳の写しを持参・郵送

鹿児島市

補助金交付

●ご不明な点等ございましたら、表面記載の問合せ先へご連絡ください。

中止や日程変更の場合に必要な書類（修学旅行の実施前に要提出）

※事前にお電話にてご連絡ください

- ①補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書
- ②修学旅行変更計画書（様式第3）
- ③修学旅行行程表（変更後）